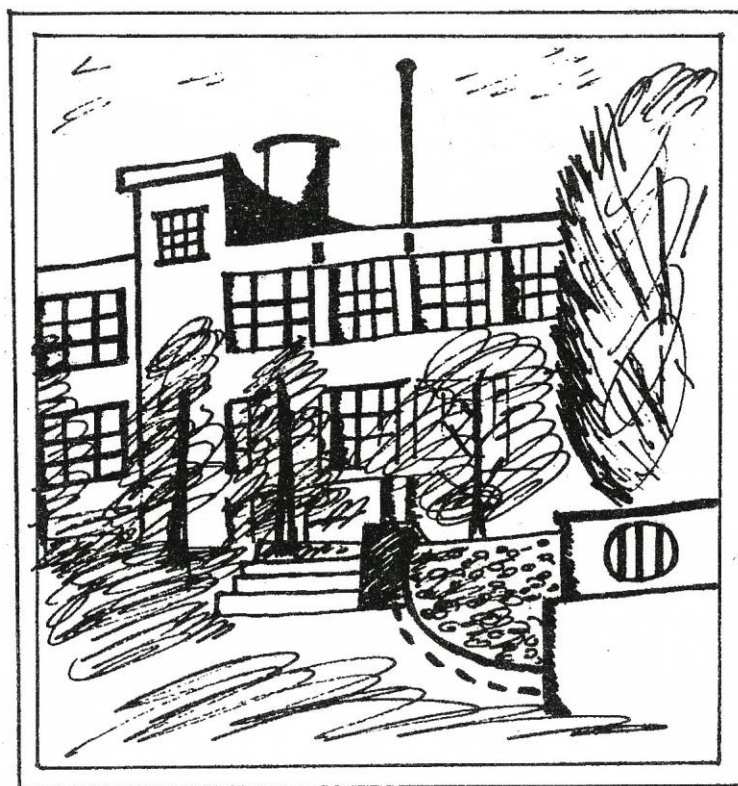


保存版

夙川小学校PTA会則



西宮市立夙川小学校PTA

令和7年4月1日改定

前 文

未来を創りあげていくのは児童である。

従ってあらゆる社会制度が児童の健全な育成に寄与する方向になければならない。

民主教育の場は、学校と家庭とそして児童をとりまくあらゆる環境の中にある。児童のために教育環境を整備改善したり、社会福祉に関する積極的な働きかけを行うには、私たち自身が自己研さんに努め、広い視野のもとに民主教育の理解を深めなければならない。PTA はこういった目的のための場として設けられた保護者と教職員の純粋な協力団体である。

従っていかなる思想、営利団体等による干渉も受けてはならない。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は西宮市立夙川小学校PTAという。

(所 在 地)

第2条 本会の事務所を西宮市立夙川小学校に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員の協力による本校児童の健全な育成と会員の自己研さんに寄与することを目的とする。本会は市内各校の PTA 及び地域社会との連絡提携を目的とした団体にも加入し、広い視野のもとに活動を行う。

(会 員)

第4条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者と教職員とする。

(権 利 と 義 務)

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

1. 本会の行うすべての会合及び事業に出席し、参加することができる。但し、その会合及び事業では担当委員でない者には決議権はない。
2. 本会の運営について自由に意見を述べることができる。
3. 会費を納める義務があり、本会の健全な活動を阻害してはならない。

(事 業)

第6条 本会の目的を達成するために次のような事業を行う。

1. 家庭教育の研究

児童の人格は、学校及び家庭の両教育環境によって形成されるから保護者と教職員との協力により家庭教育の環境向上をはかる。

2. 社会教育の推進

児童は社会的環境に影響されることも非常に大きいので常に児童の健全な成長を期するためあらゆる機会をとらえて次の諸点を推進する。

(1)安全指導の充実

(2)保健体育など健康生活の指導

(3)児童公園など遊び場設置の協力

(4)社会環境浄化への協力と実践

(5)保護者及び教職員の自己研さんと自主研修への参加

3. 学校教育の振興

(1)教職員と保護者との連絡を緊密にし、学校教育の理解と振興をはかる。

(2)教職員の任務の重要性を考え児童によい教育を与えるため教師の地位向上に協力する。

第2章 役員及び委員

(役員・委員の構成)

第7条 本会は次の役員及び委員を置く。

1. 会 長 1名(保護者より)
2. 副 会 長 3名以内(保護者より)
3. 書 記 3名(教職員1名、保護者2名)
4. 会 計 3名(教職員1名、保護者2名)
5. 会計監査 2名(原則として保護者より)
6. 顧 問 (学校長、教頭)
7. 委 員 (委員数は、「組織に関する内規」による)

(役員・委員の任務)

第8条

1. 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合は、これを代行する。
3. 書記は会長が召集する各会合の手続き、連絡などの事務を担当し、議事及び本会の活動に関する書類の保管をする。また、議事録は会員の要請があれば、閲覧に供するものとする。
4. 会計は会費の徴収その他の受け入れ経費の支出を正確に記録し、常に会計帳簿及び財産目録の整理保管にあたる。
総会の決定した予算に基づき会計事務を行う。会計帳簿及び財産目録は会員の要請があれば、閲覧に供するとともに総会において決算の報告を行う。
5. 会計監査は本会に関する会計事務を監査し、会員に結果を報告する。
6. 顧問は本会の運営について諮問に応ずるものとする。
7. 委員は本会の運営について意見を述べ、与えられた権限内において議決権をもつ。

(役員・委員の任期)

第9条 役員及び委員の任期は1ヶ年とし、毎年4月1日より翌年3月31日をもって任期満了とする。ただし、再任を妨げない。任期満了後といえども新役員及び新委員が就任するまで、その任務を行う。任期中途において就任した役員及び委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第10条

1. 会長及び副会長は本会の会員内より選ばれた選考委員会により選出し、新年度総会において承認を得る。
2. 書記、会計、会計監査は選考委員会により会員の中より選出しこれを定める。また、会計監査は委員会の承認を得て会員及び会員外からも選出することができる。但し、この場合会計監査は役員としての資格を自動的に与えられるものとする。

3. ひきつぎ業務の円滑化をはかるため新旧両役員の合意により翌年度準備委員会を設けることができる。

(委員の選出)

第 11 条

1. 委員は会員の互選により選出する。選出方法は「組織に関する内規」による。
2. 本校教職員は学校長、教頭を除き原則全員を委員とする。

第 3 章 会 合

第 12 条 本会の会合を次の如く定める。

1. 総会
2. 総務会
3. 学年委員会
4. 委員会、部会

(総 会)

第 13 条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員を以って構成する。総会は毎年 1 回、年度始めにこれを開き次の事を決める。また総会は書面での開催も可とする。

1. この会の存続・解散に関する事
2. 会則の改正に関する事
3. 予算決算に関する事
4. 事業の基本方針に関する事
5. 役員の改選に関する事
6. その他必要な事

第 14 条 会員の 1 割以上、または委員の 3 分の 1 以上の要求があった場合、総会を臨時に開かねばならない。また、会長が必要と認めた場合はこれを召集することができる。

第 15 条 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。但し、委任状は定足数に算入する。また書面開催も同様とする。

1. 議事は出席会員の多数の賛同を以って決める。

(総 務 会)

第 16 条 総務会は、会長、副会長、書記、会計、顧問を以って構成し、本会の企画推進をはかる。

(学年委員会)

第 17 条 会長または各学年委員の発意により必要に応じて委員会を開き必要事項を検討協議する。

(委員会、部会)

第18条 各委員会、愛護部会は会長または各委員の発意により必要に応じてこれを開き事業計画とその実行について検討協議する。

第4章 会 計

第19条 本会の経費は、会費及び事業収益等を以ってこれをまかなう。

1. 保護者は家庭数に応じて、教職員は個人を1単位として、毎月一定の会費を納めるものとする。その金額は総会にはかって決めることとする。

但し、特別な理由により委員総会において認められた場合及び会費納入が困難と認められる会員は会費を免除されることができる。

2. 事業収益とは本会の行う事業で得た収益であって、本会の会計の中に繰り入れる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第5章 会 則 の 改 正

第21条

1. 会則の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
2. 内規は総務会の決議により改正することができる。

第6章 個 人 情 報 の 取 扱 い

第22条 会員から提供を受けた個人情報の取り扱いについては別途「個人情報取扱規則」による。

組 織 に 関 す る 内 規

(委員会及び部会)

第1条 本会に学年委員会と愛護部会、園芸委員会、広報委員会、イベントサポート(SC21担当)委員会、人権教育推進委員会を置く。また、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第2条

1. 学年委員会

学級学年集会の運営を円滑にし、教職員と保護者間の意志の疎通をはかる。また、学級内のPTAに関する活動を行う。

2. 愛護部

児童の福祉を考え、校外における愛護活動を推進する。

3. 広報委員会(以下、広報とする)

本会に必要な広報活動の推進をはかる。

4. イベントサポート(SC21 担当)委員会(以下、イベサポとする)

学校行事のサポート、スポーツクラブ 21(以下SC21)や青愛協と連携をはかり、会員及び児童の地域での活動に寄与する。

5. 人権教育推進委員会(以下、人権教育とする)

会員の人権意識を高めると共に家庭教育の振興に寄与する。

6. 園芸委員会(以下、園芸とする)

学校の景観をより良くする園芸活動を推進する。

(委員とその選出)

第3条

1. 原則各学年より実行委員を選ぶ。なかよし学級および6年は学年代表を選ぶ。実行委員は広報・イベサポ・人権教育・園芸・選考にわかれて活動する。実行委員は各委員で代表、副代表1名ずつを互選する。
2. 学年代表は各学年の一般会員及び、担任との連絡を密にして学年PTA等の運営にあたる。
3. イベントサポートの業務については行事の変更等に合わせ見直しを行うものとする。次年度行事について学校、他団体と打ち合わせの上、委員募集前の総務会で業務内容を決定し募集を行う。

第4条

1. 愛護部長は校区より1名以上を選出する。そして、校区の愛護活動に従事すると共に学年から選ばれた委員と協力する。

第5条 各委員会には代表・副代表各1名を置き、愛護部には部長1名(副会長と兼任)を置く。代表・副代表、部長は各委員会・部の運営に関し、企画推進を総務会にはかり委員会・部の活動を円滑にする。

(運 営)

第6条

1. 各委員会及び部会はその決議を経て、会員に業務を委託することができる。
2. 専門委員会は総務会の承認を得てその任務を遂行し、任務を終えた場合は解散する。

(選考委員会)

第 7 条

1. 選考委員は原則 3 名以上選出し、総務会の中で、教職員より 2 名で構成する。
2. 選考委員会は、会長・副会長を選出するにあたり立候補者及び被推薦者をつのり、原則として選考委員により選出する。
3. 選考委員会は、会長・副会長内定後、ひきつづき第 2 章第 10 条 2. の任務にあたる。書記が主導する委員選出の補助を行う。

(地域団体との提携)

第 8 条

1. 西宮市 PTA 連合会は本会が定め、本会役員が兼任することができる。
2. スポーツクラブ 21 役員は本会が定め、本会役員及び委員が兼任することができる。
3. 青少年愛護協議会役員は本会が定め、本会役員及び委員が兼任することができる。
4. 西宮市青少年補導委員は、西宮市教育委員会の委嘱により本会で選出し、総会の承認を得てその任務にあたる。またその任期は 2 年である。
本会に限り 1 年とする。再任は妨げない。

(特別委員会)

第 9 条

1. 会員が必要と認めるとき、総務会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。
2. 構成人数、活動内容等については総務会で検討・協議する。
3. 特別委員会は、その活動について総務会の承認を得る。

(決議)

- 第 10 条 委員の構成、選出、内規、運営などについて変更が生じる場合は総務会及び各委員による発議に基づき総務役員の承認を得る。総務役員が委員全体、学校の承認を必要と判断したものについては総務会で決議をとる。総務役員が全会員の承認を必要と判断したものについては総会(臨時総会)を開催し、決議をとる。

慶弔費に関する内規

第1条

慶弔費規定は、別途運用規定に定める。
その改廃は、総務会で決定する。

旅費に関する内規

第1条

旅費規定は、別途運用規定に定める。その改廃は、総務会で決定する。

サークル活動に関する内規

第1条 本会には会員相互の研修と親睦を目的とする会員有志によるサークルを置くことができる。

1. 活動期間は原則として総会から年度末までとする。但し、活動中のサークルに限り、必要に応じて総会までの活動も行うことができる。
2. 活動の主たる場所及び概要を総会で報告する。
3. サークルごとに代表者を互選し、総務会に報告する。
4. サークルの運営は独立採算制とし、PTA 会計から予算の範囲内で補助をする。
5. 活動補助費の使途を総務会に報告する。
6. 新サークル設立規準
 - (1) 活動の趣旨、内容が PTA 活動として妥当である。
 - (2) 10 人以上の会員を以って申請することができる。
 - (3) 活動の主たる場所・代表者を決めて、活動計画を総務会に提出する。
 - (4) 総務会でこれをはかり、総会で承認を得ると設立することができる。
7. サークル員の募集は総務の承認を得てサークルが行う。
8. 会員により当初の目的より逸脱または達成できないと判断した場合、休部または廃部を申請することができる。休部・廃部に関しては総務会の承認を必要とする。
9. 会員の資格を失った者でも卒業生の保護者に限り、サークル活動に参加できる。ただし、会費制とする。

慶弔費運用規定

【慶】卒業記念品に関する費用

対象;卒業生、T 会費対象職員

【弔】児童・P 会員および T 会員、本校関係職員に不幸が生じた場合

* 葬儀に参列する場合、以下のとおり弔慰する。

該当者	弔慰費
児童本人	10,000 円
P 会員本人	10,000 円
T 会員本人	10,000 円
T 会員の一親等または配偶者	5,000 円

* 葬儀参列が難しい場合は、会長名にて以下のとおり打電する。

児童・P 会員・T 会員本人 台紙 1,500 円前後＋文章 2,000 円前後

T 会員の一親等または配偶者 台紙 500 円前後＋文章 2,000 円前後

旅費運用規定

- (1) PTA の各部・委員活動において、校区外で行われる研修会・講演会等に参加する場合の交通費のこと。
- (2) (1)以外の交通費支給に関しては、総務会での承認を要するものとする。

(旅費支給額の算出について)

- ・ 電車を利用した場合;電車代として、最寄り駅(阪急夙川駅、JR さくら夙川駅、阪神香櫨園駅)から行き先の最寄り駅までの往復運賃。
- ・ バスを利用した場合;最寄りの停留所(阪急夙川、阪神国道・苦楽園口)から行き先の最寄りの停留所までの往復運賃。
- ・ 電車もしくはバスの代わりに徒歩や自転車や車で移動した場合は、公共の交通機関を利用した場合に相当する交通費が支払われる。
- ・ 車で行った場合の駐車料金は支払われない。

(目的)

第1条 夙川小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保有することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護法に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員、委員とする。

(秘密保護義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. 会費収集、管理、そのほかの文書の送付
2. 会員名簿、委員会名簿の作成
3. 役員、委員選出
4. PTA活動をする上で必要な事項

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が補充するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第3者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第3者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合"

(第3者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合および県、市役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第3者提供に係る記録の作成等)

第13条 第3者(前条第1号から第4号の場合および県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)"

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。"

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長(管理者)に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA会員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施し、また研修の機会を設けるものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「夙川小学校PTA 個人情報取扱規則」は総会において改正する。

本規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付則

本改訂会則は、平成 30 年 4 月 26 日より実施するものとする。

付則

本改訂会則は、令和元年 12 月 6 日より実施するものとする。

付則

本改訂会則は、令和 4 年 1 月 11 日より実施するものとする。

付則

本改訂会則は、令和 4 年 12 月 14 日より実施するものとする。

付則

本改訂会則は、令和 6 年 3 月 11 日より実施するものとする。

付則

本改訂会則は、令和 7 年 4 月 1 日より実施するものとする。

